

# 和木町文化協会会則

## (名 称)

第1条 この会の名称は、和木町文化協会（以下「会」という。）という。

## (事務局)

第2条 この会の事務局を、和木町教育委員会内におく。

## (目 的)

第3条 この会は、和木町における文化意識の向上を図るとともに、町民の自主的な文化活動を促進し、人間性豊かな心のふれあいにより薫り高い町づくりに貢献することを目的とする。

## (構 成)

第4条 この会は、前条の目的に賛同し、入会する文化団体及び個人をもって構成する。

2 この会に入会もしくはこの会を退会する場合には、所定の様式により届け出るものとする。

## (事 業)

第5条 この会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 文化関係事業の企画、実施に関すること。
- (2) 各種文化事業への協力に関すること。
- (3) 文化に関する資料の収集、調査、保管に関すること。
- (4) 文化団体及び個人の選奨に関すること。
- (5) 本会の共催・後援に関する基準については別に定めるものとする。
- (6) その他本会の目的達成に必要な事項。

## (役 員)

第6条 この会に次の役員をおく。

会 長	1名
副 会 長	2名
事務局長	1名
理 事	若干名
監 事	2名

## (役員を選任)

第7条 役員を選任は次による。

- (1) 会長、副会長、理事及び監事は、総会において選任する。但し、役員を含む会員5名以上の推薦を受けることを要する。
- (2) 事務局長は、会長が委嘱する。

#### (代議員)

**第8条** 代議員は次に定めるとおりとする。

- (1) 代議員とは各加盟団体の代表として、総会に出席し、議決権を有する。
- (2) 代議員は、各年度単位で各加盟団体並びに会員より登録するものとし、定数は役員会において定める。
- (3) 代議員は各加盟団体の代表を兼務することができる。
- (4) 総会の案内状は代議員に送付する。

#### (役員の方掌)

**第9条** 役員の方掌は次に定めるとおりとする。

- (1) 会長は、この会を代表し会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときはその任務を代行する。
- (3) 事務局長は、会務および会計を処理する。
- (4) 理事は、会務について審議し、執行する。
- (5) 監事は、会計を監査する。

#### (役員の方期)

**第10条** 役員の方期は2年とし再任を妨げない。ただし、補欠による役員の方期は、前任者の残任期間とする。

#### (会 議)

**第11条** この会の会議は、総会及び第6条の監事を除く役員で構成する役員会とする。

- 2 総会は、役員及び代議員をもって構成し、毎年度初めに会長が招集する。  
ただし、会長が必要と認めた場合または会員の三分の一以上の要請により臨時総会を招集することができる。
- 3 総会には次の事項を付議するものとする。
  - (1) 事業計画に関する事項。
  - (2) 予算及び決算に関する事項。
  - (3) 事業報告に関する事項。
  - (4) 会則の改廃及び役員の方出に関する事項。
  - (5) その他本会の運営に関して重要な事項。
- 4 総会及び臨時総会の議長は互選により選出し、会議は構成員の二分の一をもって成立するとともに、議決は構成員の過半数をもって可決し、可否同数の場合には議長の方決するところとする。

(経 費)

第12条 この会の経費は、次の収入をもって充てる。

(1) 会費、補助金、寄付金及びその他の収入。

(2) 会費は別に定める額とし、納入期限は通常6月末日までとする。ただし、年度途中において加入した場合においては、入会申込みと同時に納入するものとする。

2 退会による既納の会費は返納しない。

(顧 問)

第13条 総会の承認により、この会に顧問をおくことができる。

(その他の事項)

第14条 この会の運営に関して必要な事項は別に定める。

(会計年度)

第15条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

附 則

1 この会則は、平成4年3月22日から施行する。

2 この会則は、平成4年5月13日から施行する。

3 この会則は、平成6年4月28日から施行する。

4 この会則は、平成21年4月24日から施行する。

5 この会則は、平成23年4月27日から施行する。

6 この会則は、平成25年4月25日から施行する。

7 この会則は、平成26年4月17日から施行する。

8 この会則は、令和2年4月30日から施行する。